高齢者施設管理者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

高知家の救急医療電話(#7119)の活用について(通知)

日ごろは県の高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、県民の皆様からの急病やケガに関する相談にいつでも応じることができるよう、「高知家の救急医療電話(#7119)」を県内市町村との共同事業として令和4年8月1日から運用しています。

この相談窓口では、看護師や医師が「緊急度判定プロトコル(電話相談)(総務省消防庁作成)」に基づいて緊急度を判定し、傷病の緊急性の有無や応急手当の方法等のアドバイスを行い、緊急度が高いと判断される場合は、119番へ転送することとしています(下記のスキーム図を参照)。

救急外来のひっ迫を踏まえ、8月16日から9月16日を期間としている「高知県BA. 5対策強化宣言」において、県民の皆様に活用を呼びかけているところです。

各施設におかれましては、協力医療機関等と連携して利用者の病状等に応じ対応いただいている ことと存じますが、救急搬送の要請をするかどうか迷われる場合には、まずはこの救急医療電話を ご活用いただきますようよろしくお願いします。

記

- 1 救急医療電話の連絡先
- (1) 365日24時間対応(無料通話)

#7119

- (2) ダイヤル回線・IP電話の場合 088-823-9922 (有料通話)
- 2 救急医療電話(#7119)のスキーム図

